# 監視社会の進展を加速化するデジタル庁創設計画への疑問を提起し、 プライバシー保護のための独立監視機関の設立を求める

海渡 雄一

(共謀罪対策弁護団・秘密保護法対策弁護団)

#### はじめに

共謀罪対策弁護団と秘密保護法対策弁護団は、2020 年 12 月 22日に「監視社会の進展を加速化するデジタル庁創設計画への疑問を提起し、プライバシー保護のための独立監視機関の設立を求める」意見書を公表しています。

## 資料集 | kyoubouzai-bengodan (wixsite.com)

また、日弁連は、2017 年 10 月 6 日 に「個人が尊重される民主主義社会の実現のため、プライバシー権及び知る権利の保障の充実と情報公開の促進を求める決議」を採択しています。

これらに基づいて意見を述べます。

## 第1 深まる警察監視社会化

- 1 共謀罪の推進勢力が外務省・法務省から官邸に途中で変わった
- 2 制定20年を経過した盗聴法の適用が飛躍的に拡大する危険性がある
- 3 監視カメラと顔認証技術が結び付けば、究極の監視社会が現実のものとなりうる
- 4 官邸は官邸ポリスの集めた情報で官僚・政治家を恐怖支配している
- 5 警察組織の政治的中立性が破壊されている

## 第2 今こそ求められるプライバシー保護のための独立監視機関

- 1 プライバシーの保護が人格の自律を保ち、表現の自由など自由権の核となる
- 2 GAFAと公的機関の両方の規制の強化が急務
- 3 自由権規約委員会の審査の事前質問リストに共謀罪・秘密保護法が取り上げられた
- 4 ないに等しい秘密指定に関する独立監視機関
- 5 アメリカにおける秘密指定解除の仕組み
- 6 ドイツにおけるデータコミッショナーによるプライバシー保護のための活発な活動
- 7 特定秘密の指定、情報機関・デジタル庁・公安警察などの情報活動に対する独立監視機関の設立が必要である

## 第3 デジタル庁関連一括法案の予測される内容

- 1 デジタル庁にはかなりの準備の歴史がある。
- 2 デジタル庁は、監視社会の完成のための国・地方・企業のデジタルインフラの共通化を目的とするものではないか

# 3 デジタル・ガバメント実行計画のポイント

#### 第 4 省庁間の壁を壊すとされるデジタル庁構想への深刻な懸念

- 1 菅首相の説く「省庁間の壁を壊す」とは、個人情報保護のための壁を解体するということではないか
- 2 多くのカードが統合化され、データの突合が検討されている
- 3 急ピッチで進められる新たなシステム導入の中、個人情報保護の仕組みがどのように作られていくのかが不透明であった。

## 第 5 デジタル庁法案と個人情報保護制度の見直し法案に対する私の意見

1 法案の全貌が明らかにされていない

今回のパブコメの対象とされている個人情報保護制度の見直しの方向は、現在政府が来 年の通常国会に提出を準備しているデジタル庁関連一括法案に対応するものです。

個人情報保護制度の見直しについては報告書が明らかにされましたが、このデジタル庁関連一括法案の内容そのものが明らかにはされていません。

この法改正はトータルとして我が国における個人情報・プライバシー保護のシステムを根本的に改変するものとなる可能性があります。

デジタル・ガバメント実行計画や法案準備作業に係る文書は、内閣府の HP に公開されていますが、政府は、市民の人権保障に対して重大な影響を及ぼす法律案について、その法案の骨子・要綱、ディスカッションするべきポイントなどをまとめて、早期に市民と国会議員のために議論の素材を提供するべきだと思います。

## 2 改正個人情報保護委員会の組織、権限を明らかにするべきである

日本には、公権力によるプライバシー侵害については、これを規制する機関が存在しませんでした。

監視社会による市民の自由の危機を防ぐためには、日本でも、GDPR にならって、巨大 IT 企業の情報の収集、保管、利用等についてのみならず、公的機関によるプライバシー侵害も含めて、政府から独立した機関によって厳格な規制を行うことを義務づけることがデジタル庁を設置するよりも先決であると考えます。

今回の個人情報保護制度の見直しの方向性は、このような機関として個人情報保護委員会に公的機関の監督の機能を負わせようとするものです。

このような法制度きちんと機能するかどうかを、まず詳しく説明していただきたいと思います。

## 3 「データ共同利用権」は個人情報に関する同意権を否定するものだ

とりわけ、危惧されるのは、政府文書において個人情報の第三者提供について、「データ共同利用権」が提唱されていることです。「データ共同利用権」については、デジタル庁に関する検討文書において、「データ主体(本人)の同意やプラットフォーム事業者や公的機関等のデータホルダーによる許諾だけに基づくものではなく、データ取得方法、データの管理主体、データの利用目的等に鑑みて相当な公益性がある場合に、データ利用を認めるものとするこ

と。」と示されています。

GDPR(EU データ保護規則)においては、個人の同意を必要とする個人情報保護原則の取り扱いが核とされている。これが軟化される危険性があり、また、マイナンバーカードに、運転免許証と保険証をはじめとして多くのカード機能が付加され、またマイナンバーカードをスマホに搭載することも検討されていると伝えられています。多くの情報が突合・検索されて、個人のプライバシーがデジタル庁に統合・集中される可能性があると思われます。

このようなことが行われないと説明されるのであれば、その歯止めの措置について詳しく 説明していただきたいと思います。

## 4 警察による共有情報へのアクセスがフリーパスになる可能性

デジタル庁は、「首相直轄の組織」として内閣府に置かれますが、内閣官房におかれた内閣情報調査室という情報機関と緊密な関係を持つことが予想され、デジタル庁が集約した情報は、内閣情報調査室を介して警察庁・各都道府県警察と共有される可能性が否定できません。

すくなくとも、このことを抑止するシステムとなっていることが確認できることが必要です。個人情報保護委員会が、このような危惧に対してどのような歯止めとして機能することができるのかを説明していただきたいと思います。

5 個人情報保護委員会に、十分な政府からの独立性、権限、専門のスタッフ、財源を保障することが不可欠

私は、すくなくとも、個人情報の不適切な収集と共有を未然に防止するとともに、情報が 適切に利用されていることを監視することができるためのシステムが必要であると考えます。

日弁連などは、これまでも、情報機関(日本には CIA のような中央情報機関はまだないが、公安警察、自衛隊の情報保全隊、法務省の公安調査 庁、内閣情報調査室などの情報機関がある。)の活動、特定秘密指定などについて、政府から独立した監視機関を設立する必要があることを提唱してきました。デジタル庁を設立するのだとすれば、すくなくとも、同時に、統合された個人情報保護委員会に、十分な政府からの独立性、権限、専門のスタッフ、財源を保障することが不可欠です。

統合された個人情報保護委員会が、どのような組織となるのか、くわしく説明していただきたいと思います。

#### 6 個人情報保護委員会に職権調査権、命令権は認められるのか

そして、公表されている資料だけでは、個人情報保護委員会は、不服申し立てに対応し、 不適切な個人情報の扱いについて「勧告」できるとされています。しかし、民間企業に対して は認められている「命令」はできないようです。

また、この委員会が、職権で特定秘密や情報機関の集めた情報、デジタル庁に集約された情報等の中身まで見て、是正の勧告や命令までできる機関が必要であると考えます。 特定秘密保護法に関連して設立された政府・国会の機関は十分機能しているとはいえませ

ん。独立公文書監理監は、秘密を指定する機関からの出向者の集まりで、この機関の活動 によって政府の不適切な秘密指定が改善された例はほとんど見られません。全く独立性が欠 けています。

これに対して、衆院・参院に設けられた情報監視審査会は一定の独立性があるし、委員は熱心に活動していると評価することができます。しかし、同審査会で多数を占める与党委員が 反対すれば、秘密の提示を求めることもできない仕組みとなっており、限界があります。

そのため、特定秘密、情報機関の集めた情報、デジタル庁に集約された情報等の中身まで見て、是正勧告できる機関が、我が国においても必要です。この報告書で、公的機関までを含めて監督する機関に格上げされた個人情報保護委員会に、そのような活動が可能なのかを説明していただきたいと思います。

## 7 アメリカ、ドイツ、オランダなどの制度を参考に

アメリカには、特定秘密の指定を是正する複数のシステムが機能しており、いったん特定秘密に指定された情報の多くが、一般に公開されています。

また、ドイツやオランダには、情報機関の集めた情報を見て、不適切な情報が秘密指定されていればこれを公開させ、あるいは、誤った個人情報が収集されていればこれを訂正させる権限を持ったさまざまな国家機関が活動しています。

また、特定秘密を取り扱う公務員などの適性評価のために収集された機微情報の管理について、適切に行われる体制が作られているかどうか(特定秘密保護法 16 条参照)またこれらが適切に運営されているかどうかを検証できる仕組みが必要です。

国の国家秘密に関する活動を適切に監視し、市民に対する違法なプライバシー侵害を未然に防ぐためには、政府から独立し、情報公開と個人情報保護のための強い熱意と専門性を備えた委員から構成される独立監視機関が必要です。個人情報保護委員会を名実ともにこのような活動をしていく必要があります。

そして、これらの委員には、人権 NGO のメンバー、弁護士、秘密と情報に関する研究者など、政府からは独立した人材が任命されることが必要であると考えます。

デジタル庁を創設するのであれば、その創設と同時にこのような機関を設立することは絶対 不可欠です。個人情報保護委員会の組織の内実までを含めて明らかにする必要があると考 えます。